



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
1月19日
第479号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定(県民活動生活課).....	1
琵琶湖国定公園の公園事業の変更(自然環境保全課).....	1
車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定の解除(道路保全課).....	1
入札参加者に必要な資格等(管理課).....	2
特定調達に係る苦情の受付および処理の状況の公表(管理課).....	3

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	3
公共測量終了公告(監理課).....	6

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(東近江).....	6
-------------------------	---

告 示

滋賀県告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 施設の名称 滋賀県立県民交流センター
- 指定管理者 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンケージ
- 指定の日 令和5年12月27日
- 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

滋賀県告示第20号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき、平成21年3月13日付けで決定した琵琶湖国定公園に関する公園事業の内容を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の公園事業の区域を表示した図面は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

保護施設

事業の名称および種類	位 置
伊吹山自然再生事業(自然再生施設)	米原市(伊吹山)

滋賀県告示第21号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生じる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路の指定を、次のとおり解除する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定を解除する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道綾戸東川線	近江八幡市東川町字天田213番9地先から 蒲生郡竜王町大字弓削字市ノ坪1024番4地先まで

2 解除年月日 令和6年1月19日

滋賀県告示第22号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、営業所(または営業部署)情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

3 申請書類の受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 売上高
- (2) 経営規模
 - ア 自己資本
 - イ 従業員数
- (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数

- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和6年4月1日から令和6年9月30日までの日のときは有効期間を令和6年9月30日までとし、資格を有すると認めた日が令和6年10月1日から令和7年3月31日までの日のときは有効期間を令和8年9月30日までとする。

滋賀県告示第23号

滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)第11条の規定により、令和5年1月から令和5年12月までの間における苦情の受付および処理の状況を次のとおり公表する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

苦情の受付および処理の状況 なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート 五個荘店 東近江市五個荘石塚町24番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 元三フード株式会社 大津市長良二丁目3-32 代表取締役 谷口剛ほか3者
 - (2) 変更後 元三フード株式会社 大津市堅田一丁目1番15号 代表取締役 谷口剛ほか3者
- 3 変更年月日 令和5年3月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年12月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年5月20日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ近江八幡 近江八幡市桜宮町202番地1
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 株式会社ダイレクト・ショップ 彦根市西今町1番地 代表取締役 西村公一ほか11者
 - 変更後 株式会社ダイレクト・ショップ 彦根市西今町1番地 代表取締役 松澤恒雄ほか11者
- 変更年月日 令和5年2月16日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 届出年月日 令和5年12月26日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町中1番地8
 - 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和6年5月20日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート湖東店 東近江市下岸本町77番地
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 小嶋勝文 東近江市僧坊町36番地ほか3者
 - 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか2者
- 変更年月日 令和5年1月20日
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため
- 届出年月日 令和5年12月26日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和6年5月20日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 ル・プレ株式会社 長野県埴科郡坂城町大字坂城6428番地 代表取締役 塚田弘ほか13者

- (2) 変更後 ル・プレ株式会社 長野県埴科郡坂城町大字坂城6428番地 代表取締役 塚田克好ほか14者
- 3 変更年月日 令和4年3月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 5 届出年月日 令和5年12月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
- (2) 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和6年5月20日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ビバシティ彦根 彦根市竹ヶ鼻町43番地1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
- (1) 変更前 株式会社ハーモニーコーポレーション 近江八幡市浅小井町936番地 代表取締役 上田敏幹ほか52者
- (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか47者
- 3 変更年月日 令和3年8月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店等のため
- 5 届出年月日 令和5年12月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
- (2) 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和6年5月20日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アクロスプラザ野洲 野洲市市三宅1013
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
- (1) 変更前 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫ほか5者
- (2) 変更後 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫ほか5者
- 3 変更年月日 令和5年5月8日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更のため

5 届出年月日 令和5年12月21日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 令和6年1月19日から令和6年5月20日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年5月20日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(2級基準点測量、3級基準点測量)

2 作業の地域 大津市桐生一丁目

3 作業の終了日 令和5年12月25日

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日野川流域土地改良区の定款の変更は、令和6年1月11日に認可した。

令和6年1月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之